

## 流川町飲食店火災を受けた緊急立入検査の結果について

### 1 実施期間

平成27年10月14日(水)から平成27年11月13日(金)まで

### 2 立入検査結果

今回の緊急立入検査の対象とした建築物は、消防用設備等に不備があるもの又は消防訓練が未実施のもの167件を予定していたが、既に廃業していた22件を除く145件について立入検査を行い、うち49件は消防局と建築部局が合同で実施した。

立入検査の結果、消防法、建築基準法に基づく是正が必要な建築物は125件であった。

消防法に基づく是正が必要な建築物は122件であり、この中には重大な消防法令違反である自動火災報知設備が未設置の建築物が6件あったが、これらは前回の立入検査後に建築物の用途変更等に伴い設置が必要になっていたことが新たに確認されたものである。

また、是正が必要な建築物の多くは、これまで繰り返し是正指導してきたものであった。

合同で立入検査を実施した49件は、建築基準法に基づく定期報告の対象ではない小規模建築物で、その大半が今回初めて建築部局による立入検査を実施したものであり、その結果、是正が必要な建築物が32件あることが判明した。

区分	立入検査実施					
		指摘なし	要是正あり	消防法及び建築基準法に違反	消防法のみ に違反	建築基準法 のみに違反
総数	145	20	125	29	93	3
消防局と建築部局合同	49	3	46	29	14	3

※1 消防法違反：29件+93件=122件

※2 建築基準法違反：29件+3件=32件

#### 【消防法の要是正項目の内訳】

項目	主な内容	項目数	
消防用設備関係	自動火災報知設備	未設置(※)・未警戒など	24
	消火器	部分未設置・標識未設置など	30
	誘導灯	部分未設置・消灯など	24
	その他	避難器具部分未設置など	34
	小計		112
防火管理関係	防火管理者	未選任・未届	48
	消防計画	未作成・未改正など	76
	消防用設備等点検	未実施・未報告	74
	消防訓練	未実施	103
	その他	防災物品未使用など	52
小計		353	
合計		465	

(※) 重大な消防法令違反：自動火災報知設備の未設置(6件)

#### 【建築基準法の要是正項目の内訳】

項目	主な内容	項目数
確認申請の未提出	無確認による増築	18
建築物の構造	壁、柱等の構造部が耐火構造に不適合	15
階段の防火区画	階段の防火扉未設置など	8
排煙設備	排煙用窓の未設置、閉鎖など	27
その他	非常用照明装置の未設置や内装仕上げ材の不適合など	57
合計		125

注：1つの建築物に要是正項目が複数ある場合があるため、要是正ありの建築物の件数と要是正項目数の合計は合致しない。

### 3 是正が必要な建築物への対応

#### (1) 消防局

- ア 自動火災報知設備が未設置の建築物については、速やかに公表するとともに、警告・命令等の違反処理を行う。
- イ 是正が必要な建築物の多くは、これまで繰り返し是正指導してきたものであり、これらについては警告等の違反処理を行う。
- ウ 消防訓練については、今回の立入検査時に重点的に是正指導を行い、すべての建築物で訓練が実施されたが、今後も定期的にも実施するよう指導する。

#### (2) 建築部局

- ア 是正が必要な建築物については、建築基準法に違反していることを初めて認識した所有者や管理者がいたことから、防火上、避難上の危険性や違反是正の必要性などについて説明するとともに、改善予定時期を定めた改善計画書の提出を求めている。
- イ 改善計画書を提出しないものや改善予定時期を過ぎても改善されないものについては、勧告等の違反処理を行う。

### 4 今後の取組

#### (1) 所有者等の意識啓発

自動火災報知設備が未設置の建築物については、前回の立入検査後に建築物の用途変更等に伴い設置が必要になっていたにもかかわらず設置されていなかったものであり、是正が必要な建築物の多くは、これまで繰り返し是正指導してきたものであった。

また、建築基準法に基づく定期報告の対象ではない小規模建築物の使用実態について、建築基準法違反の状態のまま使用されていたことが確認された。

こうした状況を踏まえ、法令を順守し、利用者の安全を守るという建築物の所有者等の責務についての啓発を行うこととし、不特定多数の人が利用する建築物について、法令に基づき実施すべき事項などをチラシの配布等により所有者等に周知し、その防火・防災意識の高揚及び法令順守の徹底を図る。

#### (2) 連携体制の強化

建築物の情報をより広く共有し、適切な指導を行うため、次により関係部局等の連携を強化する。

##### ア 相互点検・通報項目の拡充

消防局と建築部局が単独で立入検査を行う際に、互いに他部局が所管する法律に関する事項について点検し、必要な通報を行うこととしている項目に、新たに「用途変更」と「間仕切りの位置の変更」の項目を加える。

##### 【これまでの点検・通報項目】

消防局が行う点検・通報項目（建築基準法関係）	建築部局が行う点検・通報項目（消防法関係）
<ul style="list-style-type: none"><li>・階段などの防火区画（防火戸不備など）</li><li>・直通階段・出口（障害物の有無）</li><li>・構造制限（木造増築など）</li><li>・非常用の進入口（障害物の有無）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・消火器（消火器及び標識の有無）</li><li>・屋内消火栓設備（機器前の障害物の有無）</li><li>・自動火災報知設備（表示灯の点灯状態）</li><li>・誘導灯（点灯状態）</li></ul>

##### イ 許認可部局等との連携

消防局及び建築部局の関係課で構成する「連携に関する連絡会」に、新たに許認可部局等を加え、情報共有と連携体制の強化を図る。

#### (参考)

今回の緊急立入検査の対象外とした、消防用設備等に不備がない類似建築物308件については、消防局と建築部局が連携して、平成28年3月を目途に立入検査を実施し、防火対策の徹底を図ることとしている。